

新株予約権(ストックオプション)発行完了に関するお知らせ

当社は、2020年3月26日、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び外部協力者に対し、以下のとおり新株予約権(以下「本新株予約権」)を発行完了いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I 新株予約権を発行する目的

当社の企業価値向上に対する意欲を高めるため、当社の従業員及び外部協力者に対し、本新株予約権を発行しました。

II 新株予約権の発行要項

1 新株予約権の内容

1-1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

1-2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金220,000円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

1-3 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2020年4月1日から2030年3月31日までとする。

1-4 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

1-5 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

1-6 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a)220,000円(ただし、上記1-2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
 - (b)220,000円(ただし、上記1-2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)

(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、220,000円(ただし、上記1-2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が220,000円(ただし、上記1-2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。

②以下の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(a)当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合

(b)当社の支配権の異動(以下に定義する)が生じた場合。ただし、支配権の異動の直前において本新株予約権の全てが行使可能になるが、支配権の異動が生じるまでに行使されなかった本新株予約権は行使不能となる。当社は、支配権の異動に関わる契約を締結するにあたっては、その旨を迅速に本新株予約権者が同予約権を行使しなければならない10日以上前に本新株予約権者に通知する。この「支配権の異動」とは、

(i)当社の全部または実質的に全部の資産が当社支配株主及びその支配する会社以外の第三者(以下「第三者」という。)に譲渡された場合(ただし、当社支配株主及びその支配する会社が当該第三者の取締役の過半数を選任できる場合を除く)、

(ii)第三者が当社の議決権の過半数を取得することとなる株式の譲渡その他の処分がなされた場合(ただし、当社支配株主及びその支配する会社が当社の取締役の過半数を選任できる場合を除く。)、または

(iii)当社が第三者と合併または統合を行った場合(ただし、当社支配株主及びその支配する会社が当該合併における存続会社の取締役の過半数を選任できる場合を除く。)をいう。

③新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または当社の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑦本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「権利行使請求書」等に必要事項を記入の上、当社宛に提出する。

⑧その他の行使条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

1-7 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

1-8 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする(この場合は、本新株予約権は消滅する)。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1-2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

2 新株予約権の数

370個

3 新株予約権と引換えに払込む金銭

3-1 モンテカルロ・シミュレーションによる公正価値の評価

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日において、モンテカルロ・シミュレーションに基づき算出した。

3-2 シミュレーションの主な前提条件

将来の株価のシミュレーションは、株価が対数正規分布に従うとの仮定に基づき、以下の株価変動モデルを調整して行った。1年間は250営業日として250区間に区分している。

$$S_1 = S_0 \times \exp \left\{ \left(r - d - \frac{\sigma^2}{2} \right) dt + \sigma Z \sqrt{dt} \right\}$$

S_0 …現在の株価、 S_1 …1区間後の株価、 r …無リスク利率、 d …配当率、 σ …株価変動性、 Z …標準正規分布に従う確率変数、 dt …時間1単位の変化
モンテカルロ・シミュレーションには、株式会社構造計画研究所が販売している、「Crystal Ball」を用いている。

モンテカルロ・シミュレーションを用いて、将来の株価推移を予測するとともに、当該株価推移を前提とした発行会社及び割当先の行動について一定の仮定を設けることにより、割当先が対象新株予約権から得るキャッシュ・フローを求め、その割回のシミュレーションにおける対象新株予約権の評価結果とした。その上で、同様のシミュレーションを万回実施し、各試行における評価結果の単純平均を、対象新株予約権の公正価値とした。

3-3 評価結果

評価単価：5,000円/個

4 新株予約権の割当日 _____

2020年3月26日

5 申込期日 _____

2019年3月25日

6 新株予約権の割当ての対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数 _____

当社の従業員及び外部協力者合計11人に対し370個

=====
=====
以上